

けやき坂コミュニティ協議会 総会代議員選出基準

けやき坂コミュニティ協議会(以下「コミュニティ」という)会則第13条第2項に示す代議員の選出方法は、次のとおりとする。

(代議員の選出)

第1条 代議員は、各自治会会員、自治会未加入世帯、コミュニティ運営委員会参画団体及び校区委員から選出する。

(自治会選出の代議員)

第2条 芋生自治会及び若宮自治会は、各1名の代議員をそれぞれの自治会で選出する。

2 けやき坂自治会及びけやき坂高層住宅自治会は、会員100名あたり1名とする。但し、100名未満の端数が生じた場合は、四捨五入として算出した人数の代議員を、それぞれの自治会で選出する。

(自治会未加入世帯選出の代議員)

第3条 代議員の選出方法は、公募とする。

2 自治会未加入世帯選出の代議員数の算定は、100世帯当たり1名とする。但し、100世帯未満の端数が生じた場合は、四捨五入して算出した人数分を加えるものとする。

3 自治会未加入世帯対象の代議員を選出するため、コミュニティに「代議員選出委員会」を設置する。

4 「代議員選出委員会」の委員は、コミュニティ役員で構成する。

5 「代議員選出委員会」は、応募者が自治会未加入世帯であることの確認を行う。

6 応募者が代議員定数を超えた場合は、公開抽選とする。

7 応募者が代議員定数に満たない場合は、応募者数とする。

(コミュニティ運営委員会参画団体等からの選出の代議員)

第4条 コミュニティ参画団体等からの選出代議員は各1名とし、それぞれの団体で選出する。

(コミュニティ運営委員会参画校区委員からの選出の代議員)

第5条 コミュニティ参画校区委員からの選出代議員は各1名とし、それぞれの委員間で選出する。

(コミュニティ運営委員会参画団体等及び校区委員)

第6条 コミュニティ運営委員会参画団体等及び校区委員は、別表のとおりとする。

(除外規定)

第7条 コミュニティ役員及び会則第18条に示すコミュニティの各専門委員会委員長及び自主防災会会长とまちづくり防犯会会长は、代議員の選出対象から除外する。

<別表>

参画団体等	けやき坂小学校、けやき坂小学校PTA、清和台中学校、清和台中学校PTA、川西けやき坂保育園、けやき坂公民館、けやき坂地区子ども会連絡協議会、けやき坂ゆめくらぶ、ボランティアグループ、じえねじえね、スポーツクラブ21けやき坂、川西市環境衛生推進協議会けやき坂支部、川西防犯協会けやき坂支部、川西市明るい選挙推進協議会、川西市消防団第7分団芋生若宮部、生産(水利)組合、川西市献血推進協議会清和台支部
参画校区委員	民生委員児童委員、主任児童委員、青少年補導委員、スポーツ推進委員、学校安全協力員、保護司

付 則

この選出基準は、平成29年11月11日から施行する。

この選出基準は、令和元年5月19日から施行する。

この選出基準は、令和3年10月9日から施行する。

この選出基準は、令和4年4月9日から施行する。